

町 長	助 役	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第4号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	6 9 3
		決裁期日	平成 1 8 年 6 月 2 9 日
名 称	(6 月 定 例) 課 長 会 議		
日 時	平成 1 8 年 6 月 2 9 日 午 前 9 時 0 0 分 ~ 午 前 1 1 時 4 5 分		
場 所	上 富 良 野 町 役 場 3 階 第 3 会 議 室		
出席者	別紙名簿のとおり 町長・助役・課長職 12 人 (内代理 2 人) 事務局 2 人 合計 16 人		

内 容

町長あいさつ

- ・ 6 月 定 例 議 会 が 皆 さ ん の 協 力 に よ り 無 事 終 了 で き た 。 議 会 協 議 の 中 で 明 ら か に な っ た 課 題 に つ い て は 、 適 切 な 対 応 を お 願 い し た い 。
- ・ 特 に 、 上 高 教 育 振 興 費 の 件 だ が 、 当 該 補 助 金 に 限 ら ず 、 公 金 支 出 と い う 観 点 に 立 っ て 、 補 助 金 等 の 使 途 、 効 果 等 を し っ か り 管 理 監 督 し て い く 責 任 が あ る 。
- ・ 本 日 職 員 の 懲 戒 処 分 を 行 っ た 。 さ ら に 、 も う 1 件 処 分 し な け れ ば な ら ない 件 を 抱 え て い る 。 気 の 緩 み 等 に 起 因 し て い る 点 も あ り 、 職 員 全 体 で 襟 を 正 す き っ か け と さ れ た い 。
- ・ 課 長 会 議 で の 協 議 決 定 事 項 に つ い て は 、 職 員 に 周 知 徹 底 さ れ た い 。 本 日 議 題 に 上 が っ て い る 「 1 人 1 提 案 」 に つ い て も 、 指 示 の 徹 底 を 。
- ・ 組 織 機 構 に つ い て は 、 平 成 1 6 年 度 よ り 完 全 ス タ ッ フ 制 と し た 。 実 践 の 中 で 、 修 正 を 加 え て い か な け れ ば な ら ない 点 も あ る 。 検 証 作 業 を 基 に 、 1 9 年 4 月 の 実 施 に 向 け て 改 善 を 図 っ て い き た い 。
- ・ 地 域 振 興 イ ベ ン ト と し て 「 花 と 炎 の 四 季 彩 ま つ り 」 の 成 功 に 向 け 、 支 援 協 力 を お 願 い す る 。
- ・ 将 来 の 自 治 の か た ち に つ い て 、 ま ち づ く り ト ー ク を 終 え 、 7 月 1 0 日 に は 議 員 と の 協 議 を 行 い 、 本 町 と し て の 方 向 性 を 検 討 し て い き た い 。 課 長 職 と 協 議 す る 場 の 設 定 も 予 定 し た い 。

進 行 : 助 役

1 9 月 定 例 町 議 会 の 議 案 取 り ま と め に つ い て

総務課長 : 資 料 に 基 づ き 説 明

助役：9月上程予定の議案については、これまでも協議してきた事項もあるが、上程までの事前準備をしっかり行われたい。上程予定議案をあらかじめ全体確認しておく意味から、発言を求める。

保健福祉課長：西保育所の件については、譲渡と廃止条例案を上程予定。

町民生活課長：医療制度改正に伴う関係条例の改正を上程予定。

税務課長：これまでも議論してきた「行政サービス制限条例」については、7月6日の総務文教常任委員会での協議を経て、9月上程を目指したい。

町長：結論が出てから上程ということではなく、事前の協議をしっかり行うよう議会からは求められているので、対処願いたい。議会対策については、連絡調整、意思疎通に努められたい。

助役：上程までのプロセスが重要であり、理解を得る努力が大切。

事務局：議案等の提出日程については、これまでと同様で良いか。（「提出予定議案等報告書」と「議案決裁原稿」の提出が同日となっているが）

助役：日程が形骸化している。事前に予定を立てて、内部協議、意思疎通しておくことが重要である。補正予算の決裁についても、補正理由を簡潔明瞭に記載されたい。

保健福祉課長：「提出予定議案等報告書」と「議案決裁原稿」の間に、一定程度の期間が必要ではないか。

助役：「議案決裁原稿」の提出を補正予算見積書の提出とあわせて、8月11日とすることでよいか。

全体：了承

2 職員一人一提案の実施について

総務課長：資料に基づき説明

助役：7月を強化月間として、職員に周知徹底を図られたい。

全体：了承

3 変則勤務時間の試行について

総務課長：資料に基づき説明。試行状況を検証・判断し、本行を目指したい。

助役：制度の目的は、職員の過重労働の解消である。試行対象職場にあっては、制度の積極的な活用をお願いする。

保健福祉課長：住民健診や介護認定審査など、制度活用を予定している。

教育振興課長：講座等での制度利用が考えられるが、勤務予定時間が事前に確定できないものなど、課題もある。

町長：本行を目指すための試行であるとの認識で、対象職場にあっては、積極的に制度活用いただき、制度の検証、修正に役立てられたい。

4 組織機構改革の取組みについて

総務課長・石田主査：資料に基づき説明

助役：総務課で整理した（案）を受けて、意見を求める。

保健福祉課長：スタッフ制の機能を高めていこうと努力している段階で、徐々に成果が現れてきているのではないか。

主幹職に相当量の荷重がかかっているようにも感じる。班をもう少し分割していく必要があるのではないか。

助役：総務課でまとめた方向性（考え方）に沿って、具体の素案づくりを進めて行くことで良いか。また、素案作成を総務課に委ねることで良いか。

各課長は、具体の案など素案に反映を求める事項については、7月14日までに、総務課へ提出することで良いか。

全体：了承

町長：平成11年・16年の改革を経験してきたが、日々の業務の中で気をつく点など、具体的な意見を積極的に総務課へ提出されたい。

5 その他

総務課関係

(1) 町長訓示について

総務課長：議案に記載のとおり、辞令交付式、町長訓辞を行う。職員の出席をお願いする。

(2) 2006年ツール・ド・北海道の運営支援について

総務課長：9月13日～18日に開催、9月16日に本町を通過する。大会実行委員会より、75人の支援協力を求められている。体育協会などにも教育委員会を通じて協力を依頼するが、管理職を中心に、職員の協力をお願いしていきたい。実行委で1,000円程度の費用弁償が準備されているとのことであるが、基本的にはボランティア対応をお願いしたい。具体の依頼は、追って行う。

(3) 地方自治法の一部改正について

総務課長：資料に基づき説明。法施行が平成19年4月1日（一部除く）となっており、本年度中に関係例規の改正が必要となる。各課事前の検討を進めておいていただきたい。

行革事務局関係

(1) 行財政改革推進状況報告（定期報告）について

行革事務局長：資料に基づき説明

企画財政課関係

(1) 平成17年度各会計成果報告書について

企画財政課長：資料に基づき説明。7月14日までの提出をお願いする。

産業振興課関係

(1) 花と炎の四季彩まつりの職員支援について

産業振興課長：資料に基づき説明。各課割り当て数の支援をお願いする。

教育振興課長（職員互助会厚生班）：資料に基づき、行灯パレードの引き手について、支援をお願いする。

その他

総務課長：・7月6日総務文教常任委員会が予定されている。関係資料は、6月3

0日までに議会事務局へ提出されたい。

- ・夏の観光シーズンを迎えるが、交通安全の徹底を指示されたい。
- ・7月27日メンタルヘルス研修会が予定されている。積極的な職員参加をお願いする。

町立病院事務長：・7月3日より町立病院において、ジェネリック医薬品の処方対応をスタートする。

助役：・上高振興補助の問題の反省を踏まえ、補助する立場として、審査の精度を高める必要がある。実績報告書の確認だけでなく、通帳、領収書等の確認など、緊張感を高めた対応を図られたい。職員が事務局を担っている団体等もあると思うが、内部で牽制しあう対応の工夫をされたい。

議会事務局次長（監査事務局）：監査委員としても、年間2～3団体程度で、財政援助団体の監査を行っていきたいと考えている。

町長：金額の多寡に関係なく、すべて公金であるので、公金を支出する立場として、緊張ある対応を求める。

助役：・決裁文書、伝票（専決範囲）など、適切な取扱いに心がけられたい。

- ・トップの意識のレベルアップが、組織力を高める。各課長は、各課のトップとして、研鑽に努められたい。
- ・公共施設の損壊事件が多発している。施設管理の立場と、防犯の立場の両面での対応が必要である。このような事件で、修繕に多額の経費を要することは、極めて残念である。

教育振興課長：・AETの交代が予定されており、7月21日に歓送迎会を予定している。

（現AET マイケル 8月 2日上富良野発）

（新AET ダナー 7月18日上富良野着）

来月の行事予定について

<別添予定表参照>

町長：予定表の時間については、開始時間を記載されたい（出発時間は備考欄に）。

以上終了（11時45分）